

指定地域密着型小規模多機能型居宅介護 [結いの館]

重要事項説明書

当事業所は、介護保険法による事業者として指定を受けています。

仙台市指定 第 0495400012 号

1. 事業所

- | | |
|-----------|------------------|
| 〔1〕 法人名 | 社会福祉法人 仙台ビーナス会 |
| 〔2〕 法人所在地 | 仙台市太白区四郎丸大宮 26-3 |
| 〔3〕 電話番号 | 022-241-5990 |
| 〔4〕 代表者名 | 理事長 齋藤 信子 |
| 〔5〕 設立年月日 | 平成 7 年 7 月 19 日 |

2. 事業者の概要

- | | |
|------------|---|
| 〔1〕 事業所の種類 | 指定地域密着型小規模多機能型居宅介護事業所
(以下事業所という)
平成 19 年 4 月 1 日指定
仙台市第 0495400012 号 |
|------------|---|

〔2〕 事業所の目的

指定地域密着型小規模多機能型居宅介護は介護保険法令に従い、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的とします。

- | | |
|-------------|----------------------|
| 〔3〕 事業所の名称 | 小規模多機能型居宅介護 結いの館 |
| 〔4〕 事業所の所在地 | 仙台市太白区東中田 4 丁目 21-27 |
| 〔5〕 電話番号 | 022-741-0671 |
| 〔6〕 事業所長 | 齋藤 信子 |
| 〔7〕 運営方針 | |

- ① 要介護者である高齢者に対し、家庭的な環境のもとで入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るようにする。また、利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- ② 利用者の心身の状況、利用者及び家族の希望、生活環境を踏まえて、援助の目標、当該目標を達成する為の具体的なサービス内容等を記載した、居宅サービス計画・小規模多機能型居宅介護計画を作成し、利用者及びその家族に対して

説明し同意を得る。また、サービス提供方法、利用料金等について、理解しやすいよう文書で説明を行う。特に、認知症の状態にある要介護者については、必要に応じその特性に対応したサービスを提供できるよう体制を整える。

- ③ 指定地域密着型小規模多機能型居宅介護サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。
- ④ 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的かつ効率的なサービス提供に努めるものとする。
- ⑤ 地域社会への貢献活動をすすめて、介護保険制度の普及発展に寄与する。
- ⑥ 指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供にあたっては、高齢者虐待防止法の規定に基づき、高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を行い、虐待防止のための必要な措置を講じる。組織内責任者【管理者】
職員研修は事業計画に則り、年1回以上実施する事とする。
虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は、虐待防止マニュアルや虐待防止に関する指針に則り、適切に対応する。

〔8〕 開設年月日 平成 19 年 4 月 1 日

〔9〕 通常の事業の実施地域 仙台市太白区

〔10〕 通常の利用日及び利用時間

イ 利用日 年中無休

ロ サービス利用時間 通いサービス 9：00～17：00

宿泊サービス 17：00～翌9：00

訪問サービス 24 時間

夜間及び深夜の時間帯 21：00 ～ 翌6：00

ハ 通いサービスにおける時間延長サービスの申し込み及び利用変更や中止等の受付の時間は前日の 17:30 までとする。ただし、緊急の場合にはこの限りでない。また、時間延長サービス利用時の送迎は家族による実施を原則とする。

〔11〕 利用定員 登録定員 29 名まで

日中の通い 18 名まで

夜間の泊まり 8 名まで

3. 職員の配置

(主な職員の配置状況) ※常勤とは、週 40 時間勤務を 1 とみたものです。

職種	常勤換算	指定基準
1、管理者	1名 (介護職兼務) (常勤)	兼務可
2、計画作成担当者	1名 (介護職兼務) (常勤)	1名
3、介護職員	日中通い 常勤換算方法で利用者3名に対し1名以上 日中訪問 常勤換算方法で1名以上 夜間 時間帯を通じて1名以上	6名
4、看護職員	1名 (機能訓練指導員兼務) (常勤)	1名

(主な職員の勤務体系)

職種	勤務体制
管理者	勤務時間 8:00～17:00
計画作成担当者	勤務時間 8:00～17:00 登録者の小規模多機能型居宅介護以外の居宅サービスを含めた 居宅サービス計画の作成、利用に関する市町村への届出の代行 等
介護職員	勤務時間 早番 8:00～17:00 日勤 8:30～17:30 10:30～13:30(調理員兼務職員) 中番 9:00～18:00 遅番 10:30～19:30 夜間 16:30～9:30
看護職員	勤務時間 8:30～17:30

4. サービスの概要

当事業所は、利用者の自宅と施設間の送り迎えを行い、食事・入浴・排泄及び機能訓練サービスを提供する日中の「通い」サービスを基本とし、利用者の希望や必要に応じて、当事業所に宿泊する「泊まり」サービスや当事業所介護職員による「訪問」サービスを提供する『小規模多機能型居宅介護事業所』です。

当事業所の介護支援専門員(ケアマネージャー)が、利用者の意向を尊重しながら利用回数や援助内容を記載した介護計画書を作成し、その計画に沿った介護サービスを提供します。

時間	「通い」	「泊まり」	「訪問」
6:00		起床 朝食	
9:00	送迎(ご自宅までリフト付き車両等でお迎え) 健康チェック(検温・血圧測定をします) 入浴(リフト浴で体の不自由な方でも入浴できます)		訪問
12:00	昼食 お昼寝		
14:00	レクリエーション (体操等で楽しくリハビリテーション)		
15:00	おやつ		
17:00	送迎(ご自宅までリフト付きバス等でお送り)		
18:00		夕食	
21:00		就寝	

5. 利用料金体系

当事業所が提供するサービスには、介護保険から給付されるサービスと介護保険の対象外サービスがありますので、それぞれサービス利用に係る自己負担金が異なります。

[1] 介護保険の給付対象となるサービスの利用料金

サービス内容	要介護区分	利用料(円)	自己負担額(円) (1割)	自己負担額(円) (2割)	自己負担額(円) (3割)	算定単位
小規模多機能型 居宅介護	要介護1	108,031	10,803	21,606	32,409	1ヶ月につき
	要介護2	158,772	15,877	31,754	47,632	
	要介護3	230,968	23,097	46,194	69,290	
	要介護4	254,913	25,491	50,983	76,474	
	要介護5	281,068	28,107	56,214	84,320	

◇尚、上記料金とは別に発生する加算単位(料金)は次の通りであります。

サービス内容	利用料 (円)	自己負担額(円) (1割)	自己負担額(円) (2割)	自己負担額(円) (3割)	算定単位
小規模多機能型居宅介護初期加算	309	31	62	93	1日につき
サービス提供体制強化加算 (I)	7,747	775	1,549	2,324	1ヶ月につき
看護職員配置加算 (II)	7,231	723	1,446	2,169	1ヶ月につき
認知症加算 (II)	9,193	919	1,839	2,758	1ヶ月につき
認知症加算 (III)	7,850	785	1,570	2,355	1ヶ月につき
認知症加算 (IV)	4,751	475	950	1,425	1ヶ月につき
総合マネジメント体制強化加算 (I)	12,396	1,240	2,479	3,719	1ヶ月につき
訪問体制強化加算	10,330	1,033	2,066	3,099	1ヶ月につき
科学的介護推進体制加算	413	41	83	124	1ヶ月につき
介護職員等処遇改善加算 (I)	月間合計単位数の 14.9%×10.33円	左記計算式で出した 金額の10%	左記計算式で出した 金額の20%	左記計算式で出した 金額の30%	1ヶ月につき

- ・小規模多機能型居宅介護初期加算・・・1日30単位

登録した日から、30日以内の期間については初期加算として、1日につき所定の単位数が加算されます。

- ・サービス提供体制強化加算 (I)・・・1ヶ月750単位 (体制加算)

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上配置されている場合
又は、勤続10年以上介護福祉士の占める割合が25%以上配置されている場合に
登録される利用者皆様に加算されます。

- ・看護職員配置加算 (II)・・・1ヶ月700位

常勤の「准看護師」を1名以上配置している場合に登録される利用者皆様に加算されます。

- ・認知症加算は該当者のみに加算されます。

認知症加算 (II) : 1ヶ月890単位

○ 認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置

○ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合

○ 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催

認知症加算（Ⅲ）：1ヶ月 760 単位 日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ、Ⅴに該当される方

認知症加算（Ⅳ）：1ヶ月 460 単位 要介護2であり、日常生活自立度Ⅱに該当される方

・総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）・・・1ヶ月 1,200 単位

総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）の加算要件に加え、

- 日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること
- 必要に応じて、多様な主体が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること
- 地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施していること

・総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）・・・1ヶ月 800 単位

- 個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員（計画作成責任者）や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行っていること
- 利用者の地域における多様な活動が確保されるように、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること

・訪問体制強化加算・・・1ヶ月 1,000 単位

指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する訪問サービスを担当する常勤の従業者を2名以上配置

指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する訪問サービスの算定月における提供回数について、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における延べ訪問回数が1月あたり200回以上

・科学的介護推進体制加算・・・1ヶ月 40 単位

- ①入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等の基本的な情報を、厚生労働省に提出すること
- ②必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用すること

・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）

要介護度別の利用単位数に各種加算単位数を足した合計単位数の14.9%が利用者皆様に発生します。

・若年性認知症利用者受入加算：1ヶ月 800 単位

若年性認知症利用者様ごとに個別の担当者を定めていること。

[2] 介護保険の給付対象外となるサービスの利用料金

- イ、食費 利用者の食事の提供にかかる費用です。
「通い」サービス 1日につき 620円 ※おやつ代込み
「泊まり」サービス 1日につき 940円
(朝食：420円、夕食：520円)
泊まりを利用後、夕方まで利用された場合は昼食費(620円)をご負担いただきます。
- ロ、滞在費 「泊まり」サービスを利用した場合の光熱費や居室利用にかかる費用です。
1日あたり 1,680円
- ハ、その他 日常生活品の購入代金等、利用者に負担いただくことが適切であると判断されるものの費用をご負担いただきます。(理美容代、オムツ代、個別外出時にかかる費用等)

※ 介護保険給付額に変更があった場合は、それに合わせて利用者の負担額を変更します。

[3] 利用料金のお支払い方法

前記の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算しご請求しますので、現金 若しくは ゆうちょ自動払込でお支払いください。

6. 協力医療機関及び協力歯科医療機関

医療機関の名称(電話番号)	所在地	診療科
独立行政法人 地域医療機能推進機構 仙台南病院 (306-1711)	太白区中田町前沖 143	総合診療科 他
社会医療法人 康陽会 中嶋病院 (291-5191)	宮城野区大槻 15-27	総合診療科 他
武山歯科クリニック (241-0418)	太白区四郎丸字大宮 38-4	歯科
イムス明理会仙台総合病院 (268-3150)	青葉区中央 4-5-1	総合診療科 他

7. 事故発生時の対応について

- [1] 小規模多機能型居宅介護サービス提供中に、利用者が突然身体等に急変が生じた場合は、看護職員により応急措置を講じると共に、主治医と連携をとり指示を仰ぎ、必要により救急車の要請、又は施設の送迎車にて関係病院に搬送いたします。
- [2] 管理者は、上記の事故が発生した場合は、直ちに家族と連絡をとり、症状等の説明及び報告を行うと共に、内容を全て記録します。

- 〔3〕 訪問サービス並びに送迎中に事故等が発生した場合は、携帯電話により警察及び救急車の要請、施設への事故内容の報告を速やかに行います。管理者は、関係施設の看護師等の応援部隊を現場に派遣するなど必要な措置を講じます。
- 〔4〕 上記の事故等が発生した場合は、速やかに該当する市町村の関係課に連絡をとり、指示に従い必要な措置を講じます。
- 〔5〕 利用者に対する小規模多機能型居宅介護サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

8. 損害賠償の範囲について

利用者に対する小規模多機能型居宅介護サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、補償制度の範囲内において誠意をもって対応いたします。

加入賠償制度：宮城県地域福祉総合保障制度

引受保険会社：三井住友海上火災保険株式会社

9. 非常災害対策について

- 〔1〕 管理者は、非常災害に備え防災計画を立て、定期的に避難、救出訓練を実施いたします。
- 〔2〕 特に、火災の防止にあたっては、消防計画に基づき防火管理者を置き、消防用設備等の自主点検及び自衛消防訓練等を実施いたします。

10. 苦情の受付及び個人情報保護に関するお問い合わせについて

- 〔1〕 当事業所における苦情及び個人情報相談窓口

イ 苦情受付及び個人情報相談窓口(担当者) 管理者 菊地 奎介

TEL 022-741-0671 FAX 022-306-2330

※ 勤務の関係上不在の場合は、他の職員にご伝言ください。

- ロ ご意見や苦情、個人情報相談に対する解決体制について

・解決責任者 所長 齋藤 信子

寄せられたご意見や苦情、個人情報については所長が責任者となり、各関係者と相談しながら、申出人と誠意をもって話し合い、合意が得られ又は適切な措置が実施されるよう努めます。

- ハ 第三者委員の委嘱について

・第三者委員

仙台ビーナス会監事 坂田 祐子 TEL 241-6225

仙台ビーナス会評議員 佐藤 浩二 TEL 241-3674

第三者委員を委嘱し、申出人の希望があれば、解決のための相談に関与していただきます

〔2〕 行政機関その他苦情受付機関

仙台市 介護事業支援課	所在地 仙台市青葉区国分町 3-7-1 電話番号 022-214-8192
宮城県国民健康 保険団体連合会	所在地 仙台市青葉区上杉一丁目 2-3 電話番号 022-222-7700
宮城県仙台市社会 福祉協議会 『福祉サービス利用 に関する 運営適正化委員会』	所在地 仙台市青葉本町三丁目 7-4 電話番号 022-716-9674

11. サービス利用にあたっての留意事項

小規模多機能型居宅介護サービスの利用にあたって次の事項を遵守してください。

- 〔1〕 自分の力で出来ることは、積極的に自分でするように努めてください。
- 〔2〕 他利用者と同様に楽しい利用が出来るよう心がけてください。
- 〔3〕 頭痛、風邪等ひいた日は、無理をおして利用しないでください。
- 〔4〕 入浴の場合は、必ず健康チェックしてから可否を判断しますので、職員の指示に従ってください。
- 〔5〕 レクリエーション、外出、各種行事等を行う場合は、必ず職員の指示に従ってください。
- 〔6〕 施設内での煙草の喫煙は、施設内の定められた場所で喫煙してください。
- 〔7〕 送迎の際は、必ず職員の誘導に従い乗降してください。特に、リフト乗降中はみだりに身体を動かしたり、大声等出さないでください。
- 〔8〕 各サービスの提供を受ける場合は、必ず職員の指示に従い、勝手な行動は慎んでください。
- 〔9〕 施設内及び送迎車の中での、政治、宗教活動は行わないでください。
- 〔10〕 その他、施設長及び職員の指示に従ってください。

12. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

- 〔1〕 実施した直近の年月日 2024年3月7日
- 〔2〕 実施した評価機関の名称 小規模多機能型居宅介護結いの館 運営推進会議
- 〔3〕 評価結果の開示状況 事業所内掲示にて開示

確 認 書

令和 年 月 日

指定地域密着型小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

結いの館

説明者 職 名

氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定地域密着型小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏 名 印

代理人住所

氏 名 印

〔続柄 〕